

入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について

(平成16年10月15日公表)

標記調査(平成16年3月現在)の結果が、別添資料のとおり、まとまったので発表する。なお、これについては、国土交通省、総務省及び財務省のホームページ等に掲載することとしているが、そのポイントについては以下の通りである。

平成15年度(平成16年3月現在)調査対象機関数

国18機関：特殊法人等37：都道府県47：指定都市13：市区町村3142

1. 入札契約適正化法により義務付けられた事項

入札契約に係る情報の公表

(1) 発注見通しの公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市：100%、市区町村：97%

(2) 指名基準の公表

国：100%、特殊法人等：97%、都道府県、指定都市：100%
市区町村：72%

(3) 入札金額の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市：100%、市区町村：96%

(4) 契約の相手方の名称の公表

国：100%、特殊法人等：97%、都道府県、指定都市：100%
市区町村：94%

(5) 契約変更後の契約金額の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市：100%、市区町村：72%

(6) 随意契約の相手方の選定理由の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市：100%、市区町村：62%

適正な施工の確保

(1) 施工体制台帳の写しの提出

国：94%、特殊法人等、都道府県、指定都市：100%、市区町村：83%

2. 適正化指針により努力することが求められている事項

入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

(1) 予定価格の事後公表

国：83%、特殊法人等：73%、都道府県55%、指定都市：62%
市区町村：42%
※なお、事前公表を実施している地方公共団体は26%

(2) 最低制限価格の事後公表

都道府県：55%、指定都市：50%、市区町村：26%
※最低制限価格制度を採用していない発注者を除く。なお、事前公表を実施している地方公共団体は15%

(3) 第三者機関の設置等（監査委員等既存の組織の活用等も含む）

国：56%、特殊法人等：57%、都道府県、指定都市：100%
市区町村：4%

(4) 入札時における工事費内訳書の提出

国：78%、特殊法人等：65%、都道府県：83%、指定都市：85%
市区町村：48%

適正な施工の確保

(1) 工事の監督基準の策定及び公表

国	：策定67%	公表50%
特殊法人等	：策定92%	公表76%
都道府県	：策定96%	公表72%
指定都市	：策定92%	公表77%
市区町村	：策定52%	公表27%

(2) 工事の検査基準の策定及び公表

国	：策定67%	公表50%
特殊法人等	：策定92%	公表73%
都道府県	：策定98%	公表83%
指定都市	：策定100%	公表85%
市区町村	：策定55%	公表27%

(3) 工事成績評定要領の策定及び公表

国	：策定61%	公表39%
特殊法人等	：策定81%	公表68%
都道府県	：策定100%	公表98%
指定都市	：策定100%	公表100%
市区町村	：策定51%	公表21%

(4) 発注者支援データベース・システムの活用について

国：56%、特殊法人等：51%、都道府県、指定都市：100%
市区町村：22%

公正な競争の促進のための入札契約の方法の改善

(1) 一般競争入札の実施状況

国：100%、特殊法人等：95%、都道府県、指定都市：100%
市区町村：34%

(2) 公募型指名競争入札の実施状況

国：50%、特殊法人等：60%、都道府県：83%、指定都市：100%
市区町村：14%

その他

(1) 談合等に係る違約金条項の導入

国：44%、特殊法人等：43%、都道府県、指定都市：100%
市区町村：18%

※違約金条項の調査は平成16年度から開始

(2) 電子入札システムの導入状況

国：67%、特殊法人等：16%、都道府県：72%、指定都市：46%
市区町村：3%